

(介 28) (FAX 送信 A4・5 枚)

平成 23 年 6 月 1 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕 司

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて

(5月サービス提供分)

東日本大震災による介護報酬等の請求等に係る4月サービス提供分の取扱いにつきまして、本年4月25日付(介15)「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(4月サービス提供分)」にてお知らせいたしました。今般厚生労働省より本年5月の介護サービス提供分の報酬請求等の取扱いに関する事務連絡が発出されました。

本年5月の介護サービス提供分の報酬請求については、①災害救助法の適用地域に所在し、本年3月12日以降のサービス提供分について概算による請求を行い、さらに4月サービス提供分事務連絡により、4月サービス提供分について1ヶ月分を通して概算請求を行った介護サービス事業所等に限り、引き続き通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合、5月サービス提供分についても一か月分を通して概算による請求ができることとされ、②それ以外の場合については通常の方法により請求を行うこととなります。

なお、今回の震災の甚大さに鑑み、当該概算による請求の取扱いにつき、厚生労働省より各国保連に対し、柔軟な取扱いとするよう指示が出されておりますので、上記①に該当しない介護サービス事業所等であって、やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、5月サービス提供分について概算による請求を希望する場合は、各国保連にご相談下さいますようお願い申し上げます。

概算請求を行う場合、および通常の方法により請求を行う場合の取扱いは下記のとおりです。

【概算請求を行う場合】

介護サービス事業所等は、やむを得ない事情がある場合を除き、本年6月10日までに概算による請求を選択する旨、添付の別紙様式にて国保連に届け出を行い、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとなります。

その際の介護報酬の算出方法は、

$$\frac{\text{平成 22 年 11 月} \sim \text{平成 23 年 1 月までの介護報酬等支払額}}{92 \text{ 日 (3 ヶ月分の総日数)}} \times 31 \text{ 日} \times (1 + 0.022)$$

となり、当該期間の介護報酬支払実績に基づき各国保連において各事業所の介護報酬を算出します。

【通常の方法により請求を行う場合】

5月サービス提供分（6月提出分）の請求書の提出期限は、通常どおり、6月10日となります。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）
（平 23. 5. 30 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
平成23年5月30日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東日本大震災に関する
介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）

東日本大震災による介護報酬等の請求等の事務については、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年4月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「3月サービス提供分事務連絡」という。）及び「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）」（平成23年4月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「4月サービス提供分事務連絡」という。）により連絡したところですが、平成23年5月サービス提供分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

記

1 平成23年5月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成23年5月サービス提供分（6月提出分）に係る介護報酬等の請求については、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在し、平成23年3月12日以降にサービス提供を行い、3月サービス提供分事務連絡により3月12日以降のサービス提供分について概算による請求を行い、さらに、4月サービス提供分事務連絡により4月サービス提供分について一ヶ月分を通して概算による請求を行った介護サービス事業所等に限り、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、5月サービス提供分（6月提出分）についても、一か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記3により、通常の方法により請求を行うこと。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年6月10日（金）までに概算による請求を選択する旨、各国

民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対して別紙の様式により届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護報酬支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別な事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記により算出して支払を行うこととなること。

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月}}{\text{介護報酬等支払額}} \times 31 \times (1 + 0.022)$$

92

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額をもって平成23年5月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(5) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、平成22年11月から平成23年1月までの各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分すること。

(6) 介護報酬等を概算請求した介護サービス事業所等に係る介護職員処遇改善交付金については、平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの支払実績により、上記2(2)の算出方法に準じて計算を行い（ただし、0.022を計算に加えない）、支払うものとする。

3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年5月サービス提供分（6月提出分）に関し、その他の通常の方法による請求を行う場合には、4月サービス提供分事務連絡の3と同様に取り扱うこと。なお、請求明細書の提出期限は、通常どおり、6月10日（金）とすること。

東日本大震災に関する概算による
介護報酬等請求に関する届出書(平成23年5月介護サービス提供分)

事業所番号

東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、5月介護サービス提供分について、概算による介護報酬の請求を行います。

平成 年 月 日

請求事業所等
所在地及び名称：

開所日：

開設者名・事業者氏名 印

審査支払機関 殿

記

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在し、3月12日以降のサービス提供分及び4月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等であって、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合であること。